

令和4年度 千葉県立君津特別支援学校
学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

(1) 策定の根拠

本基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき策定された。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
「いじめ防止対策推進法」第13条

(2) いじめの定義

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条において以下のように定義される。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法」第2条

(3) 基本理念

「いじめ防止対策推進法」第3条に示される基本理念を受け、本校では、いじめ防止等の対策に関する基本理念を以下のように定める。

ア いじめは人権侵害であり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であることを、職員、保護者、児童生徒が認識しなければならない。

イ いじめはどの学校でも起こりうるという認識を持ち、いじめを見逃さないよう努める。

ウ 日々の学校生活において、いじめが発生しにくい環境作りを意識し、いじめの未然防止を図る。

エ いじめ問題の対応にあたっては、隠蔽や虚偽の説明を行わず、正確に丁寧な説明を行う。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

(いじめの禁止等)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

千葉県いじめ防止対策推進条例

2 学校いじめ対策組織

- (1) いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ問題に対応する組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は以下の構成員によって組織され、必要に応じて関係者の参加を求めて柔軟に構成する。

ア 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、副教務主任、学部主事、生徒指導主事

イ 必要に応じて参加する職員

養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、各学年生徒指導担当、学級担任

- (3) 「いじめ防止対策委員会」の役割は以下のものとする。

ア 本校のいじめ対策の計画、実施、点検、見直し。

イ 重大事態発生時の対応方法の検討。

ウ いじめ事案に関する記録の集積等の事後対応。

エ いじめに関する校内研修の企画立案。

3 いじめの未然防止

- (1) いじめや情報モラルに関する職員研修を実施し、教職員の意識を高めるとともに、資質の向上を図る。
- (2) 教職員の体罰や生徒を傷つける発言等がいじめを助長することを認識する。
- (3) 暴力（体罰を含む）や暴言を全職員、全生徒で学校から排除する。
- (4) 情報管理担当と連携し、インターネットや携帯電話等における情報モラルを高める教育活動を推進する。
- (5) 4月の保護者説明会等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知する。
- (6) わかる授業を展開し、生徒の自己有用感の向上に努める。
- (7) 道徳や保健体育、特別活動等において、いじめに関する内容を計画的に取り上げる。
- (8) 学習活動のそれぞれの場面で、過度の競争や勝利至上につながらないような指導を心がける。
- (9) 生徒会と連携し、より良い学校生活を送るための方針を生徒自らが提案していけるよう、活動を支援する。
- (10) 教育相談や校内支援体制の充実(相談室の活用、ケース会議や支援会議の実施等)を図る。

4 いじめの早期発見

- (1) 学校での様子など、生徒の日ごろの様子を注意深く観察し、積極的にいじめを認知し解消することに努める。いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為でなく、また、継続して行われた行為でなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめと認知して適切に対応する。
- (2) 電話や連絡帳を通じて保護者との連絡を密に行い、家庭や地域での生徒の動向の把握に努める。
- (3) いじめ防止のためのアンケートを年間2回（7月、2月）実施し、あわせて年間3回（5月、9月、2月）教育相談月間を設ける。
- (4) いじめ防止のためのアンケートでは、インターネットを通じたいじめについても質問項目

- を設け、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- (5) アンケートを実施する際は、いじめの加害者が被害者に圧力を加える事等も想定し、被害者の安全確保を第一に考えて実施方法（実施場所、実施時間、聞き取りで得た情報の取り扱い等）を検討する。
 - (6) 担任による教育相談、セクハラ相談員やみんなの相談室等の相談窓口を、職員、児童生徒、保護者に周知し、相談しやすい環境作りに努める。
 - (7) 朝の打ち合わせ、学部会、職員会議等で、児童生徒の問題行動等について迅速に情報を共有する。
 - (8) 登下校時や昼休みなど、授業時間外の生徒の様子を日常的に観察し、生徒同士の人間関係を把握する。

5 いじめの相談・通報

- (1) 学校は、いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒を守り抜くことや、いじめについて相談・通報することは適切な行為であるということを、集会や面談等の機会を利用して生徒に伝え、相談・通報しやすい環境作りに努める。
- (2) 学校のいじめ相談・通報窓口
千葉県立君津特別支援学校
電 話：0439-55-4333
FAX：0439-55-7859
担 当：担任、生徒指導部を中心に、全職員で対応する。
- (3) 学校以外のいじめ相談・通報窓口
 - ア 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」
電 話：0120-0-78310（24時間）
 - イ 子どもと親のサポートセンター
電 話：0120-415-446（24時間）
FAX：043-207-6041
 - ウ 千葉県警察本部少年センター「ヤング・テレホン」
電 話：0120-783-497（月曜日～金曜日、9時～17時）
 - エ 千葉地方法務局人権擁護課「子どもの人権110番」
電 話：0120-007-110（月曜日～金曜日、8時30分～17時15分）
 - オ 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」
電 話：043-420-8066（火曜日～日曜日、10時～17時）

6 いじめを認知した場合の対応

- (1) いじめ発生時の対応
 - ア いじめ発生の恐れがあると認識した職員は、ただちに学部主事に報告する。報告を受けた学部主事は、関係生徒の担任、生徒指導主事、教頭、校長へ報告する。
 - イ 関係職員は、いじめを受けた可能性がある児童生徒（被害児童生徒）の安全・安心を最優先し、すみやかに生徒の安全が確保できる体制をつくる。
 - ウ 生徒指導主事は、被害児童生徒とその保護者に対し学校の対応方針を伝え、不安な点の聴取等を行う。また、関係職員と連携し、生徒や職員からの聞き取りを迅速に行い、情報

を収集・集約する。聞き取りの際には、暴言や威圧、長時間の聴取等の不適切な方法がないよう留意する。

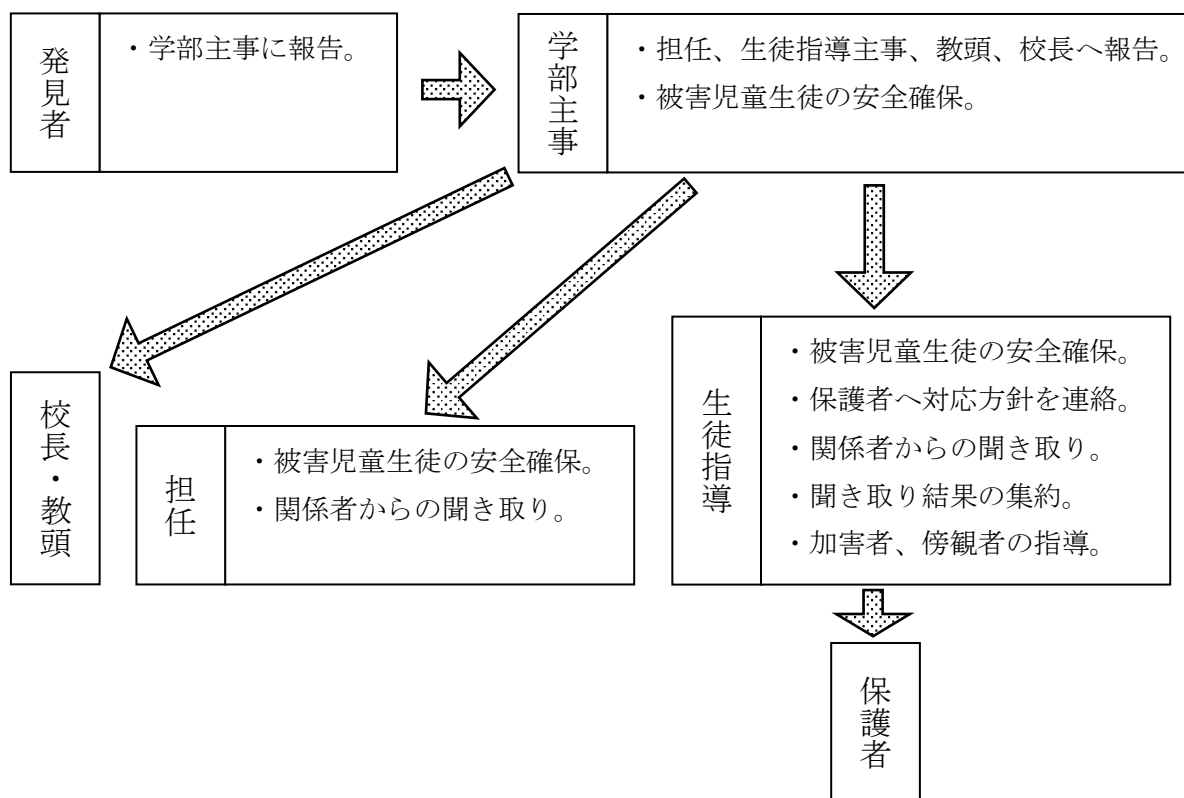
エ 聞き取りの結果を、被害児童生徒とその保護者、ならびに加害児童生徒とその保護者に通知する。その際、加害児童生徒が被害児童生徒及び通報者に対し、物理的あるいは精神的圧力をかけることがないよう指導・助言をする。

オ 加害児童生徒に対し教育上必要があると認められる場合、当該児童生徒を学級から抽出して個別に指導する期間を設け、いじめの再発防止に努める。あわせてその保護者への助言も継続的に行う。

カ いじめをはやし立てていた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」の児童生徒に対しても、いじめの当事者として指導を行う。

キ いじめの内容により、警察や児童相談所等の関係機関への通報を検討する。

(2) 対応のフローチャート



7 指導

(1) 被害児童生徒への対応

ア 生徒指導部や担任を中心に、児童生徒が話しやすい教師が聞き取りを担当し、丁寧に事実確認を行う。

イ 被害児童生徒が安心して通学できるよう、必要に応じて時間差登校や別室登校を検討する。

ウ 聴き取った情報は打ち合わせ等を利用して全職員で共有する。また、生徒指導部が中心となり記録に残す。

エ 今後の対応について保護者に説明し、状況に応じて適切な支援を行う。

(2) 加害児童生徒への対応

- ア 被害者や通報者へ圧力をかけることがないように、不必要な接触を避ける等の配慮をする。
- イ 加害児童生徒への指導は特別指導の規定に基づいて行う。いじめに関する特別指導の規定は、児童生徒や保護者にあらかじめ周知する。
- ウ 加害児童生徒の実態に応じた指導を行い、社会性や規範意識を育むよう努める。

(3) 観衆・傍観者への対応

- ・被害者や加害者だけでなく、観衆としてはやし立てたり、いじめを傍観していたりした児童生徒に対しても指導を行う。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条において以下のように定義される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「いじめ防止対策推進法」第28条

(2) 校内での報告・連絡体制

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任・生徒指導主事 ⇒ 学部主事 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

(3) 県教育委員会への報告・連絡体制

校長 ⇒ 学校安全保健課 ⇒ 教育長 ⇒ 知事

(※ 二報以降は、校長から学習指導課・特別支援教育課・体育課へ報告する)

(4) 連絡先

- ア 学校安全保健課 電話：043-223-4089
- イ 学習指導課 電話：043-223-4052
- ウ 特別支援教育課 電話：043-223-4047
- エ 体育課 電話：043-223-4102

(5) 一報後、改めて、文書により報告する。

(6) 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報し、連携を図る。

(7) 学校は、いじめ防止対策委員会を招集し、情報を共有する。

(8) 学校が調査の主体となった場合、生徒指導部が中心となり、組織的かつ速やかに聞き取り等の調査を行う。また、調査結果を職員全体で共有し、被害児童生徒の保護者へも説明する。

9 公表・点検・評価

(1) 本校ホームページで本方針を公開する。また4月の保護者説明会等の機会に本方針の内容を説明し、広く意見を求める。

(2) 学校評価アンケートにいじめに関する項目を設け、いじめに対する本校の取り組みの評価を行う。

(3) 年度毎に、本校のいじめに関する調査・分析を行う。

(4) 生徒指導部が中心となり、(3)の結果を反映させた本方針の見直しを、年度末に行う。

10 年間計画

校務分掌	教職員	児童生徒
生徒指導	4月 年間計画	年間 学校生活について全般について (ルール、携帯電話の使い方) 自力通学生集会(交通安全、公共交通機関の利用)
保健指導(保健体育)	4月 年間計画	年間 性教育
道徳(道徳推進教師)・人権教育	4月 年間計画年間道徳や人権に関する学習 8月 職員研修(いじめ等に関する学校生活全般で指導研修) 12月 人権週間(人権意識啓発活動)	年間 道徳や人権に関する学習
情報管理	4月 年間計画	4月 パソコン使用の基礎 インターネットの使用
校内支援	4月 年間計画 随時 教育相談 9月 夏季休業後の教育相談実施 1月 冬季休業後の教育相談実施	随時 教育相談
生徒会	4月 年間計画	年間 生徒会活動(○○等呼びかける活動等) 2月 生徒会選挙
安全・通学指導	4月 年間計画 年間 自力通学上の課題を把握	年間課題に応じて自力通学生集会
P T A	(教員・保護者) 学期1回個別面談の実施	
その他	4月いじめ等相談窓口の周知 モラルアップ委員会の周知	4月 いじめ相談窓口・セクハラ相談窓口の周知 12月学校生活アンケートの実施